

資料

# 市町村の現況について

# 市町村制度の沿革

	市町村制度	(参考) 都道府県制度
1871 (明 4)	<p><b>戸籍法制定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国に区を設置 (その後、大区、小区に分かれる)</li> </ul>	
1878 (明 11)	<p><b>郡区町村編制法制定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大区、小区を廃し、府県の下に郡区町村を設置</li> </ul>	
1889 (明 22)	<p><b>市制町村制施行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の区域は従来の区域を引き継ぐ</li> <li>・市制は人口 2 万 5000 以上の市街地に施行</li> <li>・町村制は市制を施行する地を除きすべての町村に施行 (施行に先立ち、約 300~500 戸を標準規模として町村合併を推進)</li> </ul>	
1890 (明 23)		<b>府県制施行</b>
1911 (明 44)	<b>市制・町村制施行</b>	
1947 (昭 22)	<b>地 方 自 治 法 施 行</b>	
1999 (平 11)	<b>分 権 一 括 法 に よ る 改 正</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体は地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う</li> <li>・市町村は、基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、地域における事務及び法令で定められたその他の事務を処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県は、広域にわたる事務、市町村に関する連絡調整に関する事務及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められる事務を処理</li> </ul>

# 地方公共団体の主な役割分担の現状

(平成24年4月1日現在)

	(保健衛生)	(福祉)	(教育)	(環境)	(まちづくり)	(治安・安全・防災)
道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻薬取扱者(一部)の免許</li> <li>精神科病院の設置</li> <li>臨時の予防接種の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士、介護支援専門員の登録</li> <li>身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校学級編制基準、教職員定数の決定</li> <li>私立学校、市町村立高等学校の設置認可</li> <li>高等学校の設置管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種フロン類回収業者の登録</li> <li>公害健康被害の補償給付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域の指定</li> <li>市街地再開発事業の認可</li> <li>指定区間の1級河川、2級河川の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察(犯罪捜査、運転免許等)</li> </ul>
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の入院措置</li> <li>動物取扱業の登録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県費負担教職員の任免、給与の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物用地下水の採取の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域区分に関する都市計画決定</li> <li>指定区間外の国道、県道の管理</li> <li>指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理</li> </ul>	
中核市	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所の設置</li> <li>飲食店営業等の許可</li> <li>温泉の利用許可</li> <li>旅館業・公衆浴場の経営許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督</li> <li>介護サービス事業者の指定</li> <li>身体障害者手帳交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県費負担教職員の研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可</li> <li>ばい煙発生施設の設置の届出の受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物の条例による設置制限</li> <li>サービス付き高齢者向け住宅事業の登録</li> </ul>	
特例市				<ul style="list-style-type: none"> <li>一般粉じん発生施設の設置の届出の受理</li> <li>汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可</li> <li>土地区画整理組合の設立の認可</li> </ul>	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村保健センターの設置</li> <li>健康増進事業の実施</li> <li>定期的予防接種の実施</li> <li>結核に係る健康診断</li> <li>埋葬、火葬の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所の設置・運営</li> <li>生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理)</li> <li>養護老人ホームの設置・運営</li> <li>障害者自立支援給付</li> <li>介護保険事業</li> <li>国民健康保険事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校の設置管理</li> <li>幼稚園の設置・運営</li> <li>県費負担教職員の職務の監督、勤務成績の評定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物の収集や処理</li> <li>騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道の整備・管理運営</li> <li>都市計画決定(上下水道等関係)</li> <li>都市計画決定(上下水道等以外)</li> <li>市町村道、橋梁の建設・管理</li> <li>準用河川の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防・救急活動</li> <li>災害の予防・警戒・防除等</li> <li>(その他)</li> <li>戸籍・住基</li> </ul>

特別区

# 全国の指定都市・中核市・特例市の指定の状況

(平成24年4月1日現在)

	指定都市 (人口50万以上で 政令で指定する市)	中核市 (人口30万以上で政令で指定する市)		特例市 (人口20万以上で政令で指定する市)	
	20市	41市	(参考)人口30万以上で、 政令市、中核市の指定を受けていない市(14市)	40市	(参考)人口20万以上30 万未満の市で、特例市の指 定を受けていない市(8市)
北海道	札幌(191)	旭川(34)、函館(27)			
東北	仙台(104)	いわき(34)、郡山(33)、 秋田(32)、青森(29)、盛岡(29)		山形(25)、八戸(23)	福島(29)
首都圏	横浜(368)、川崎(142)、 さいたま(122)、千葉(96) 相模原(71)	船橋(60)、宇都宮(51)、横須賀 (41)、柏(40)、高崎(37)、前橋 (34)、川越(34)	八王子(58)、川口(50)特、 松戸(48)、市川(47)、 町田(42)、藤沢(40)、 所沢(34)特、越谷(32)特	川口(50)、所沢(34)、越谷(32)、水戸(26)、 平塚(26)、草加(24)、春日部(23)、茅ヶ崎 (23)、厚木(22)、大和(22)、つくば(21)、太田 (21)、伊勢崎(20)、熊谷(20)、小田原(19) 甲府(19)	市原(28)、府中(25)、 上尾(22)、調布(22)
北陸	新潟(81)	金沢(46)、富山(42)		長岡(28)、福井(26)、上越(20)	
中部圏	名古屋(226)、浜松(80)、 静岡(71)	豊田(42)、岐阜(41)、長野(38)、 豊橋(37)、岡崎(37)	一宮(37)特、春日井(30)特 四日市(30)特	一宮(37)、春日井(30)、四日市(30)、 富士(25)、松本(24)、沼津(20)	津(28)
近畿圏	大阪(266)、神戸(154)、 京都(147)、堺(84)	姫路(53)、東大阪(50)、 西宮(48)、尼崎(45)、 豊中(38)、和歌山(37) 奈良(36)、高槻(35)、大津(33)	枚方(40)特、吹田(35)特	枚方(40)、吹田(35)、明石(29)、茨木(27)、 八尾(27)、加古川(26)、寝屋川(23)、宝塚 (22)、岸和田(19)	
中国	広島(117)、岡山(70)	倉敷(47)、福山(46)、下関(28)		呉(23)、松江(20)、鳥取(19)	
四国		松山(51)、高松(41)、高知(34)			徳島(26)
九州	福岡(146)、北九州(97)、 熊本(73)	鹿児島(60)、大分(47)、 長崎(44)、宮崎(40)、 久留米(30)		佐世保(26)	佐賀(23)
沖縄			那覇(31) (※)		

(備考)

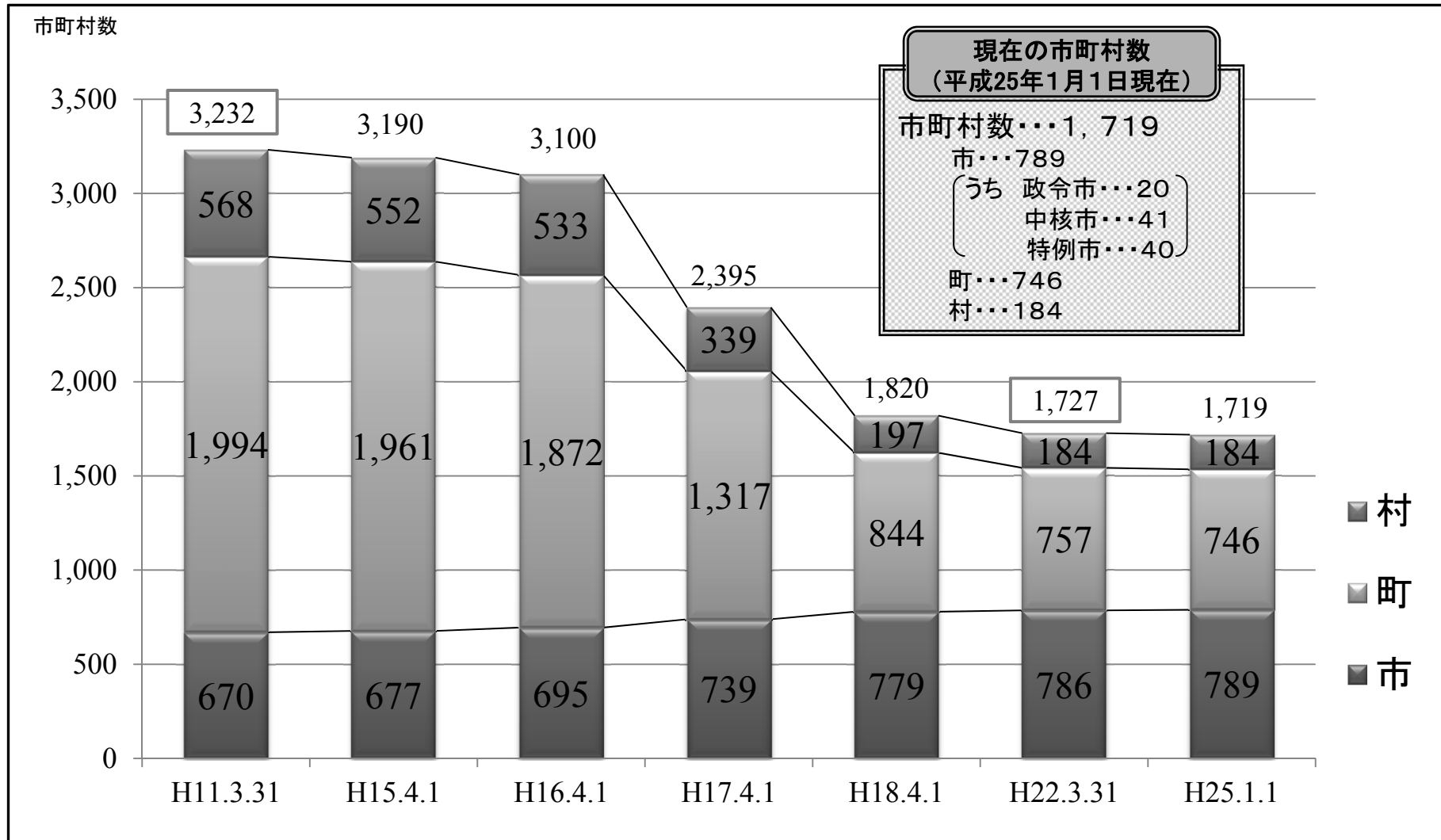
- ・人口は、平成22年国勢調査人口の確定値を用いた人口(1万人未満切捨て)を表記。
- ・指定都市は、人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市を指定。
- ・「特」としているのは、平成24年4月1日現在、特例市の指定を受けている市。
- ・那覇市(沖縄)は、平成25年4月1日に中核市に指定される予定。

# 市と町村の主な相違点

		市	町村
要件		<p>《地方自治法第8条》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人口5万人以上</li> <li>○ 当該市の中心の市街地を形成している区域内にある戸数が、全戸数の6割以上</li> <li>○ 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の6割以上</li> <li>○ 以上のほか都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を備えていること</li> </ul> <p>※市を含む新設合併は、上記の市制施行要件のいずれかを備えていない場合であっても、その要件を備えているものとみなす。(合併特例法第7条)</p>	<p>《地方自治法第8条》</p> <p>【町の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県の条例で定める町としての要件を備えていること ⇒人口、市街地要件、商工業従事者要件等を定めている例が多い。</li> </ul> <p>【村の要件】</p> <p>なし</p>
事務	生活保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>福祉事務所を設置しなければならない</u></li> <li>○ 社会福祉主事を置き、以下の法律に基づく事務を処理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法                      ・児童福祉法</li> <li>・母子及び寡婦福祉法      ・老人福祉法</li> <li>・身体障害者福祉法        ・知的障害者福祉法</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>福祉事務所を設置することができる</u> →福祉事務所を設置する町村においては、市と同様の左記の事務を行う</li> <li>○ 福祉事務所を設置しない町村の場合も、社会福祉主事を置けば老人福祉法等の一部の事務を処理</li> </ul>
	都市計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県が市の都市計画区域を指定し、市が当該区域内における都市計画決定の事務を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県が<u>一定の要件を満たす町村</u>の都市計画区域を指定し、町村が当該区域内における都市計画決定の事務を行う。</li> </ul> <p>※一定の要件:人口1万人以上、商工業等に従事する者の割合等</p>

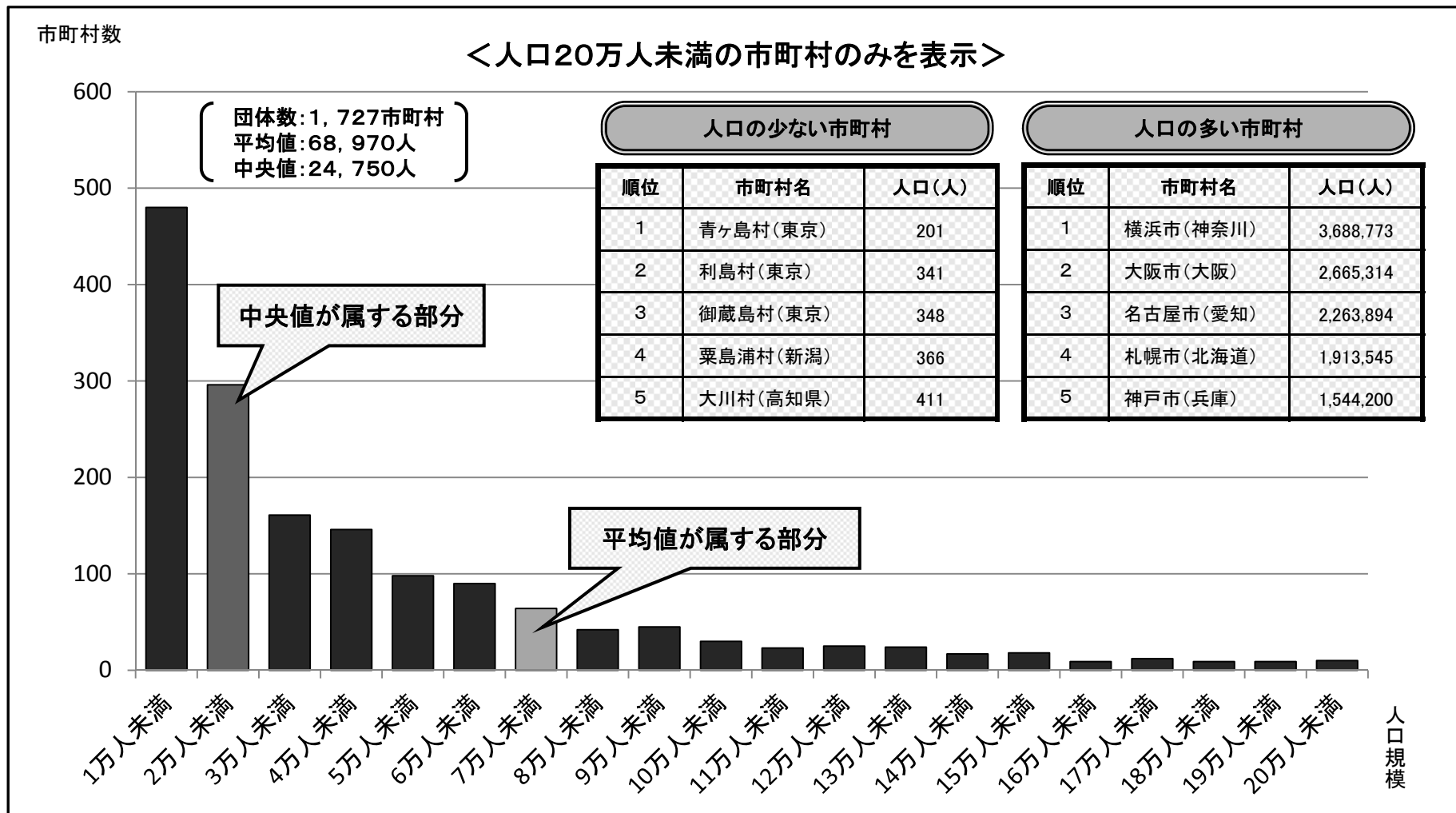
# 市町村数の推移

○ 平成16年度・17年度に進んだ合併により市町村数が減少。



# 人口規模別市町村数

- 最大350万人超から最小200人余りまで分布。
- 人口1万人未満の市町村が500程度、なお3割弱に及ぶ。

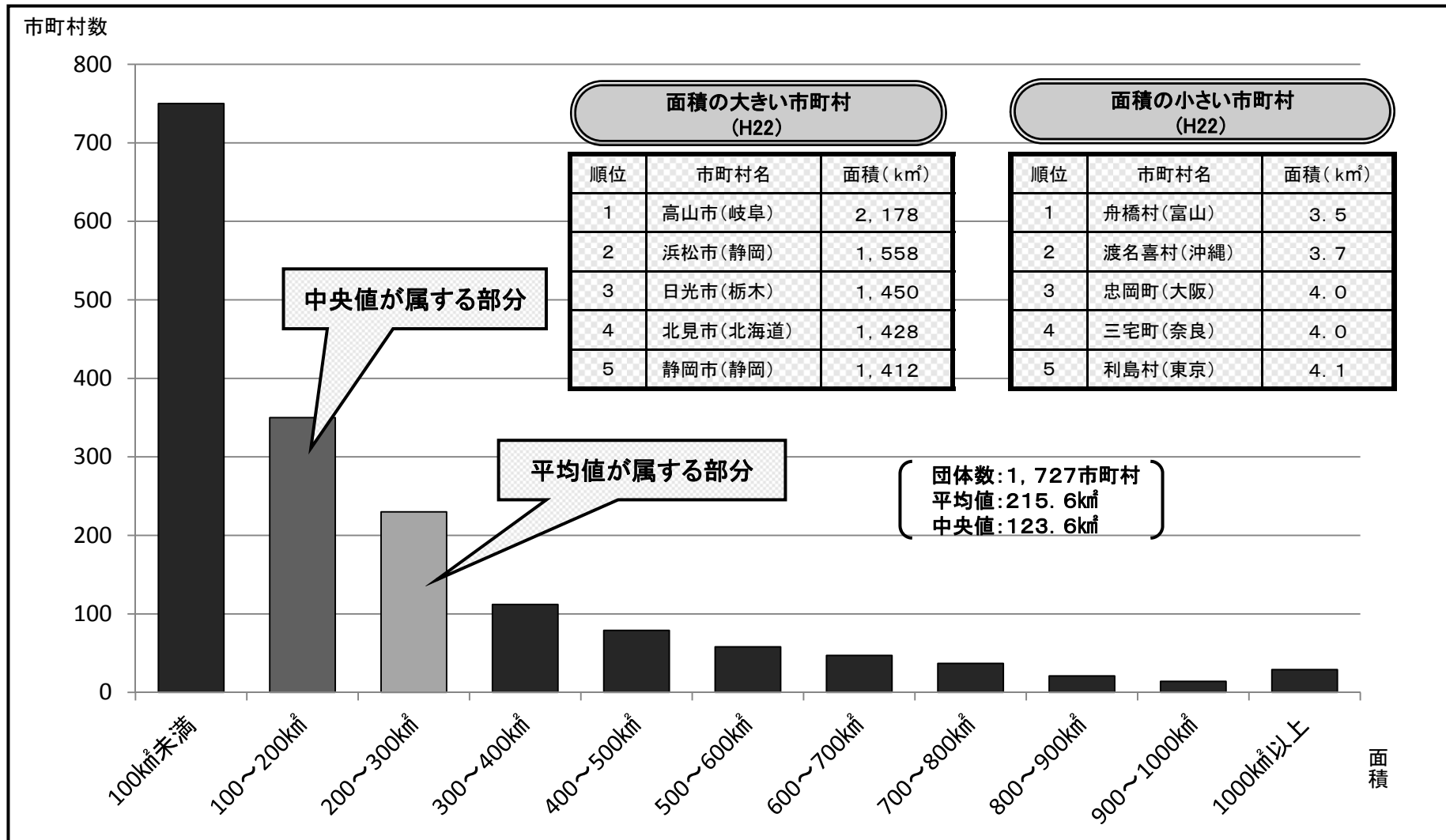


※ 人口は、平成22年国勢調査(平成22年10月1日現在)に基づくもの。団体数は、平成22年10月1日現在。

※ 人口規模は、1万人ごとに区分。

# 面積による分布状況

○ 2,000km<sup>2</sup>を超える市町村がある一方で、100km<sup>2</sup>未満の市町村が4割超を占める。

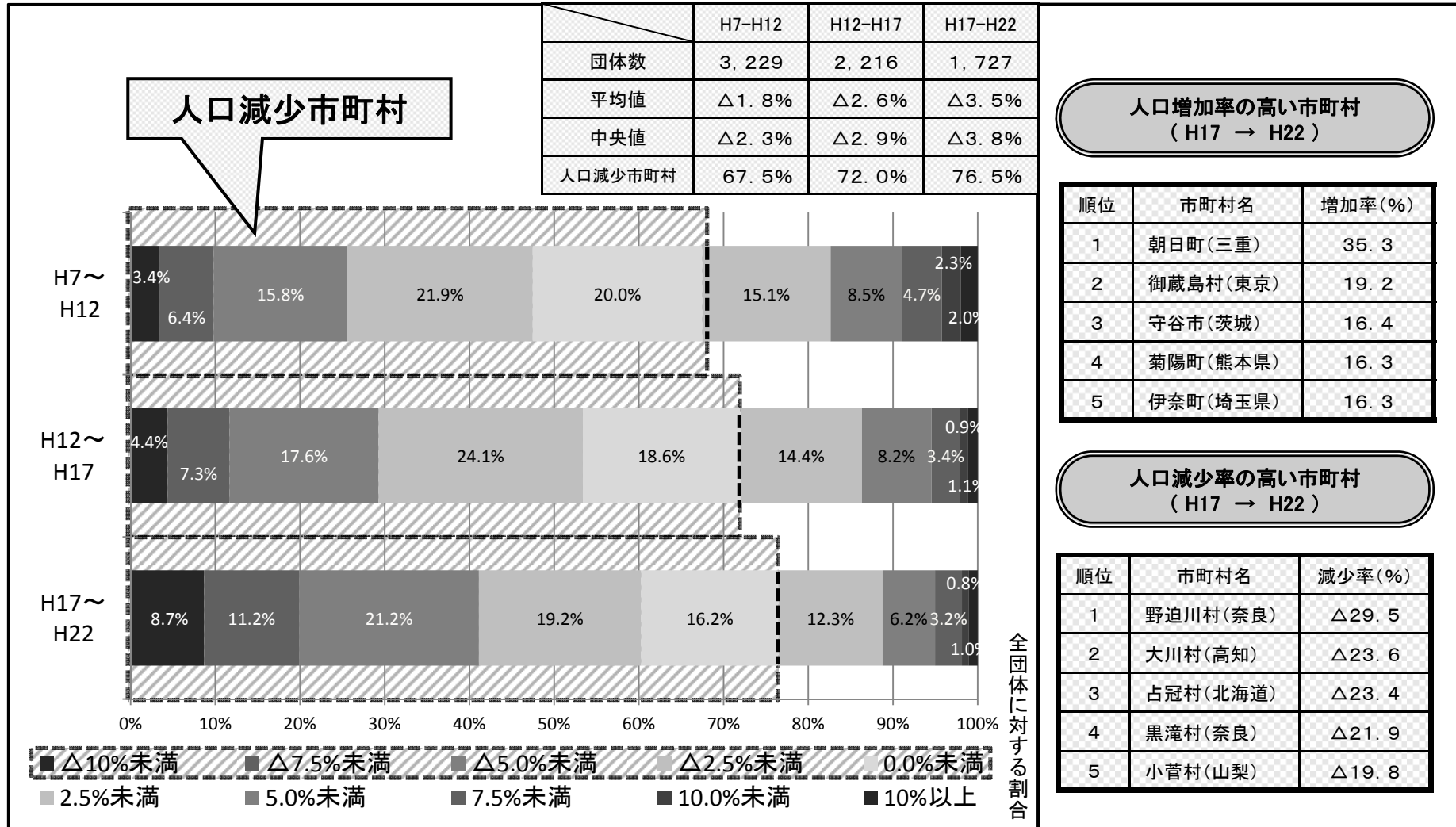


※ 面積は、「全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院、平成22年10月1日現在)に基づくもの。団体数は、平成22年10月1日現在。



# 人口増減率による分布状況

- 市町村全体に占める人口減少市町村の割合は、増加傾向にある。
- 平成17～22年の5年間ににおける人口減少市町村は、75%以上に達している。

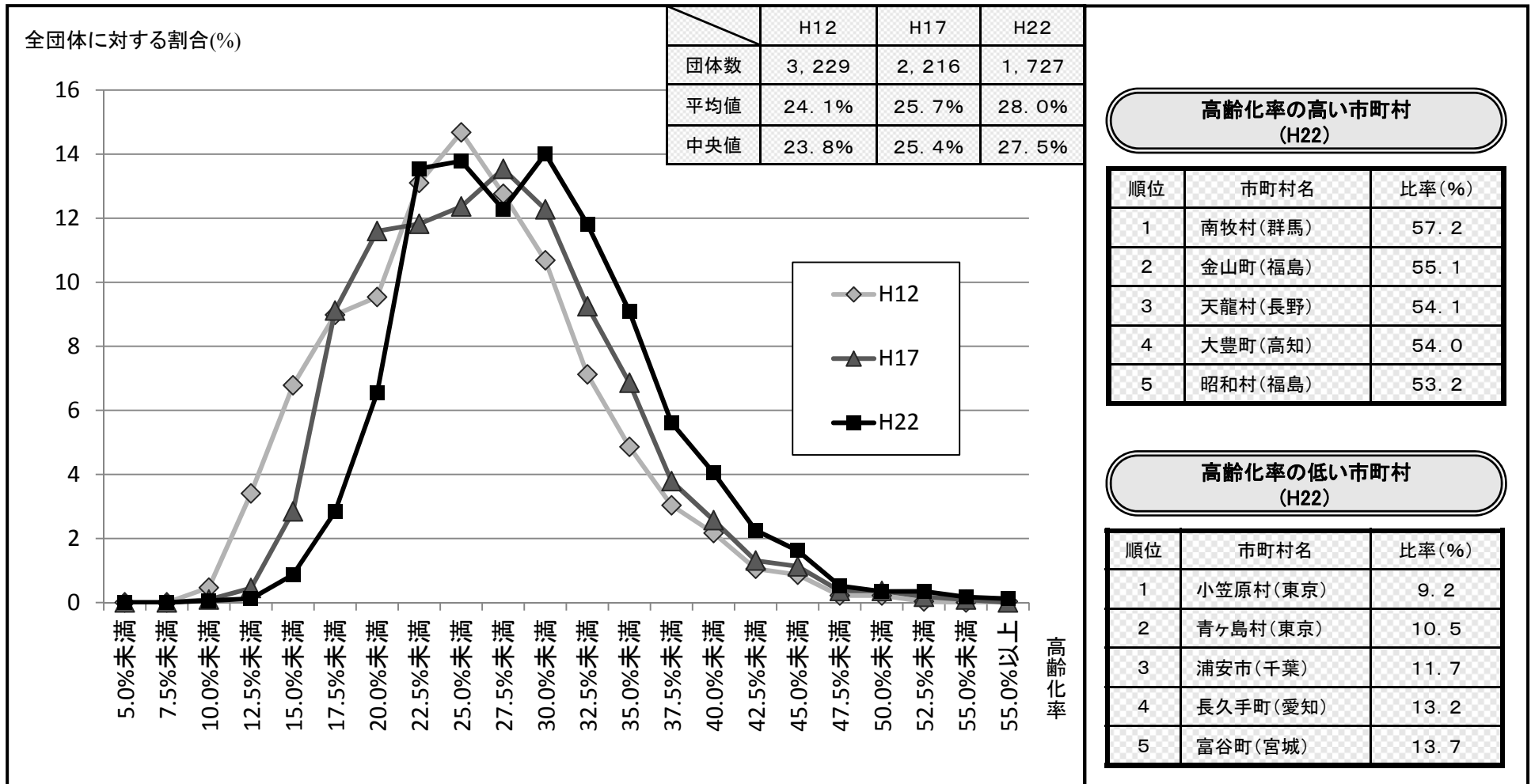


※ 人口増減率は、平成12年国勢調査(平成12年10月1日現在)、平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在)、平成22年国勢調査(平成22年10月1日現在)に基づく人口数値の比較。団体数は、それぞれの国勢調査の基準日における団体数。

※ 人口増減率は、2.5%ごとに区分。

# 高齢化率による分布状況

- 高齢化率は上昇を続けている。
- 高齢化率が5割超の市町村がある一方、1割程度にとどまる市町村もわずかながら存在。



※ 高齢化率は、平成12年国勢調査(平成12年10月1日現在)、平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在)、平成22年国勢調査(平成22年10月1日現在)に基づくもの。

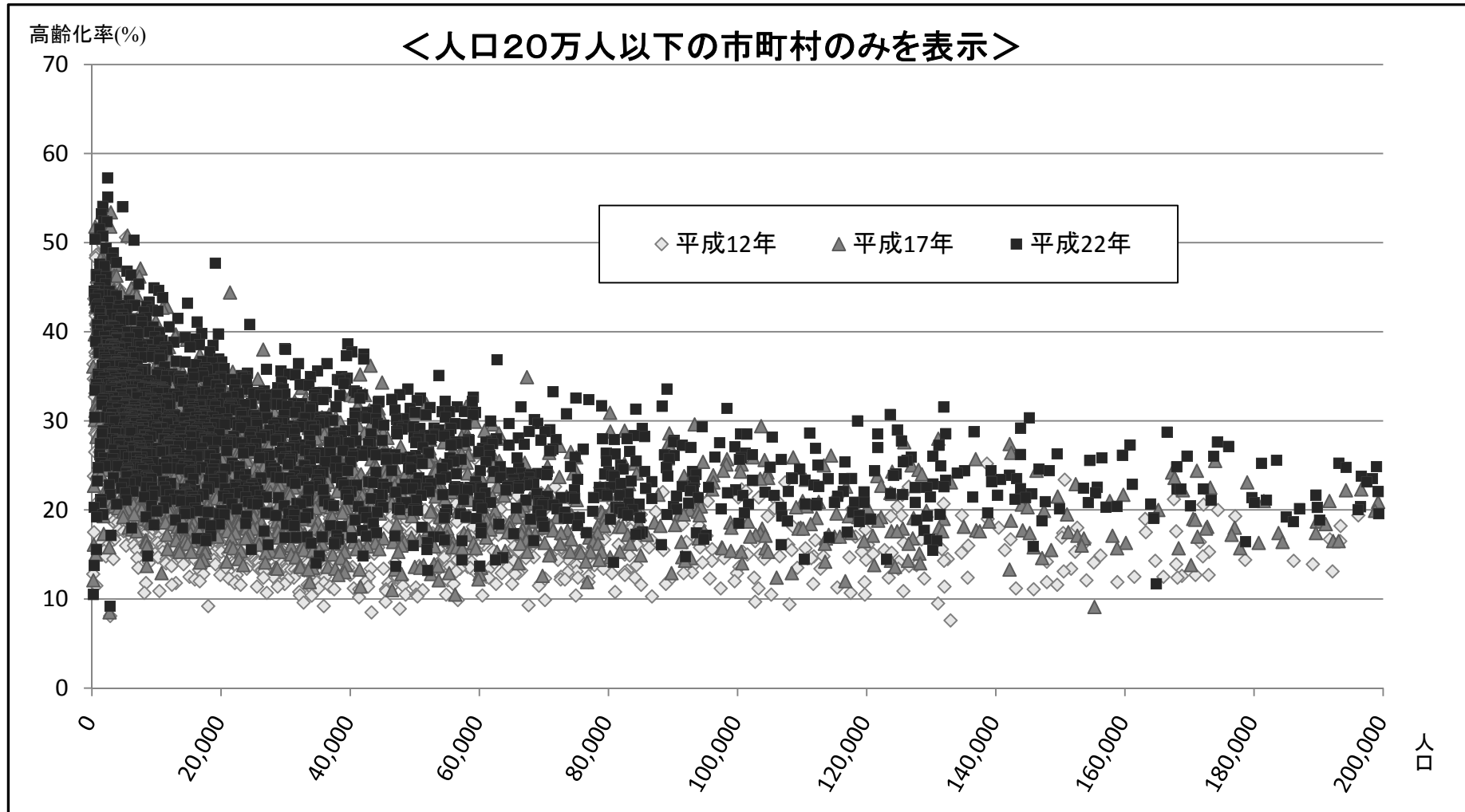
団体数は、それぞれの国勢調査の基準日における団体数。

※ 高齢化率は、2.5%ごとに区分。

※ 長久手町(愛知)は、平成24年1月4日に市制施行し、現在は長久手市となっている。

# 人口と高齢化率の関係

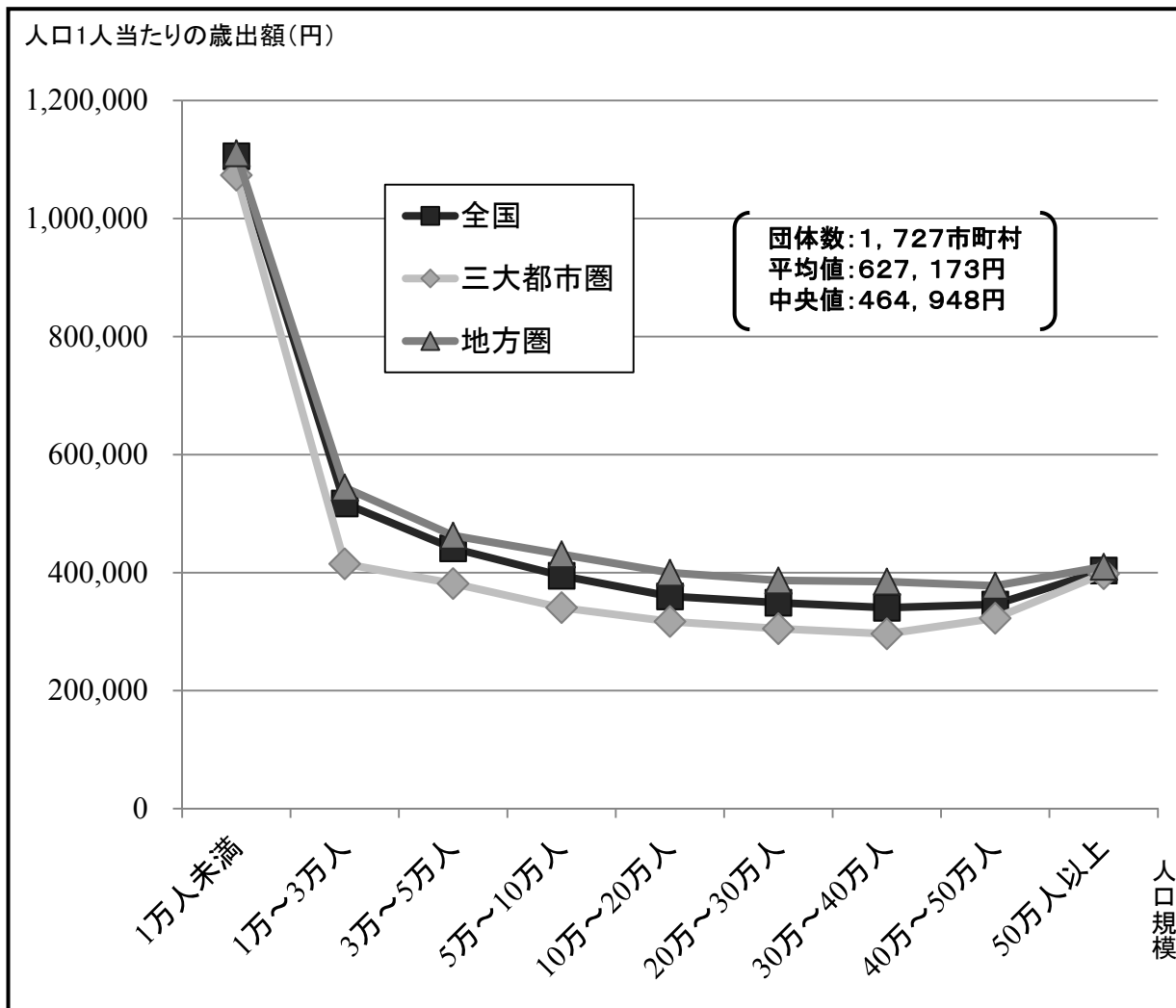
- 高齢化率が高い市町村は、人口が少ない市町村に集中。
- 人口が少ない市町村に限らず、どの人口段階においても、高齢化率が増加する傾向。



※ 高齢化率は、平成12年国勢調査(平成12年10月1日現在)、平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在)、平成22年国勢調査(平成22年10月1日現在)に基づくもの。

# 人口1人当たりの歳出額

○ 人口1万人未満が大きく、1万人以上では徐々に減少するが、人口40万人以上で増加。



## 1人当たり歳出額の多い市町村

順位	市町村名	歳出額(円)
1	三島村(鹿児島)	11,211,555
2	青ヶ島村(東京)	5,371,338
3	粟島浦村(新潟)	5,251,719
4	十島村(鹿児島)	5,046,992
5	野迫川村(奈良)	3,815,590

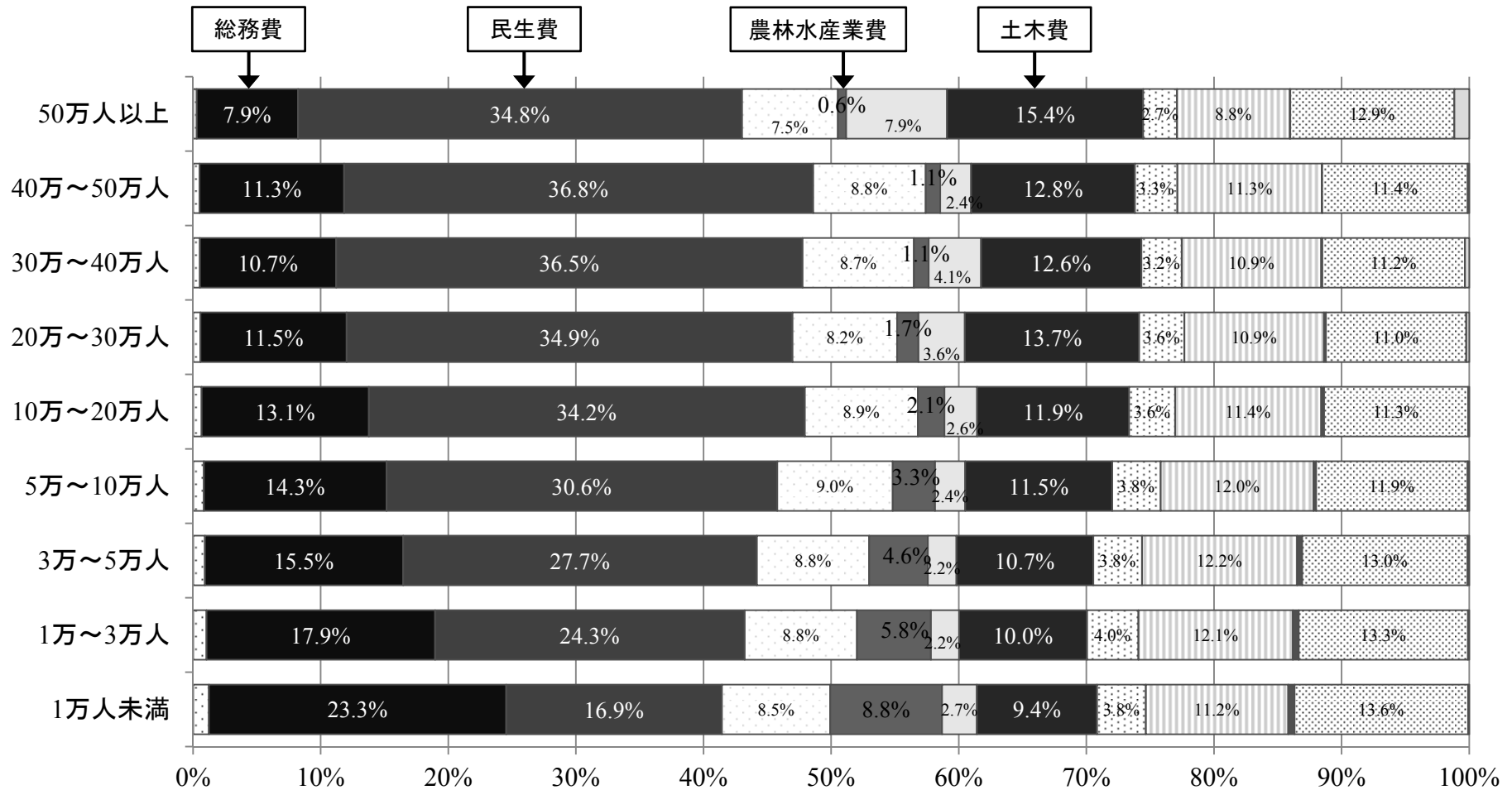
## 1人当たり歳出額の少ない市町村

順位	市町村名	歳出額(円)
1	富谷町(宮城)	224,547
2	白岡町(埼玉)	233,707
3	大治町(愛知)	234,031
4	佐倉市(千葉)	238,513
5	東郷町(愛知)	243,010

※ 歳出額は、平成22年度市町村別決算状況調による。各数値は、人口区分ごとの平均値。  
 ※ 人口は、平成22年国勢調査(平成22年10月1日現在)に基づくもの。団体数は、平成22年10月1日現在。  
 ※ 白岡町(埼玉)は、平成24年10月1日に市制施行し、現在は白岡市となっている。

# 目的別歳出額割合

○ 人口規模が大きくなるほど、歳出総額に占める総務費や農林水産業費の割合が低下し、民生費や土木費の割合が増加する傾向。



□議会費 ■総務費 ■民生費 □衛生費 ■農林水産業費 □商工費 ■土木費 □消防費 □教育費 ■災害復旧費 □公債費 □諸支出金・前年度繰上充用金

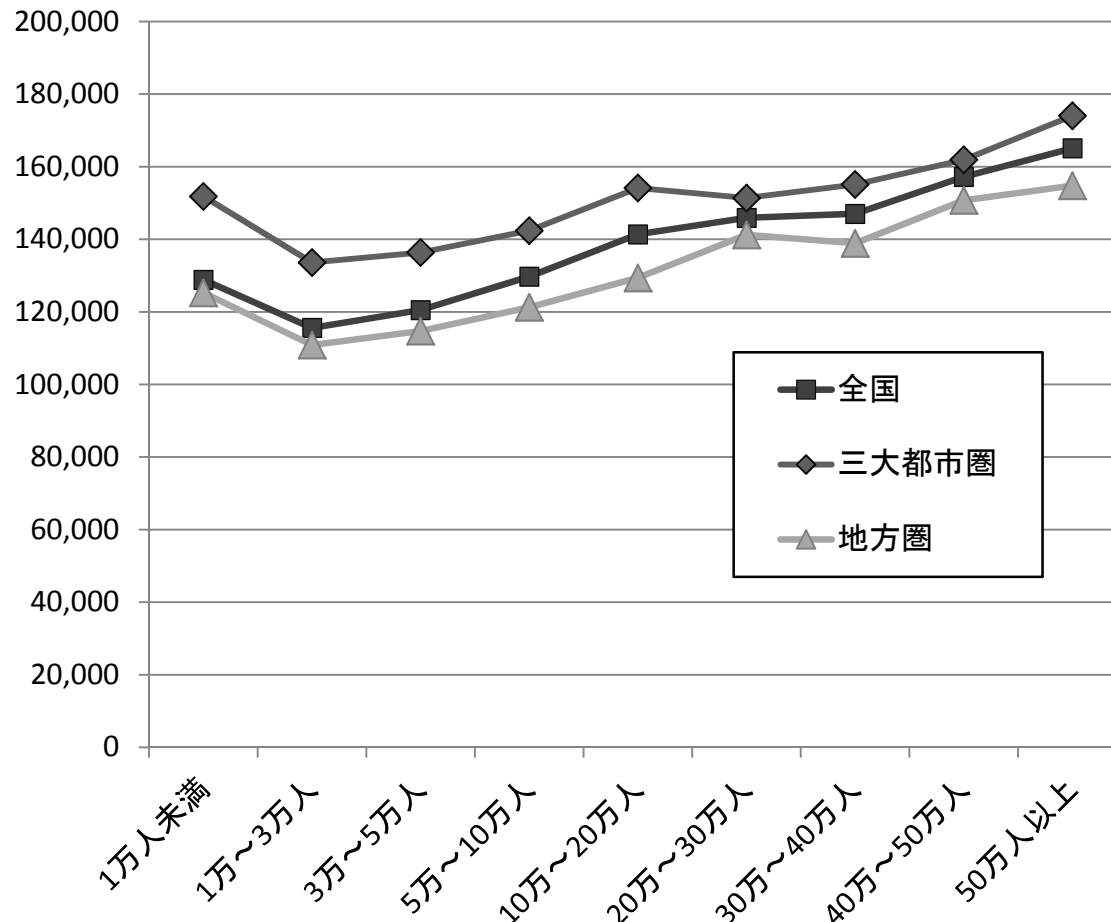
※ 目的別歳出額は、平成22年度市町村別決算状況調による。

※ 人口は、平成22年国勢調査(平成22年10月1日現在)に基づくもの。団体数は、平成22年10月1日現在。

# 人口1人当たりの税収額

- 全体としては、人口が大きくなれば、1人当たり税収額も増加する傾向。
- どの人口規模においても、三大都市圏が地方圏を上回っている。
- 個別に見ると、発電所の所在などの理由により、著しく大きな額となる市町村がある。

人口1人当たりの税収額(円)



1人当たり税収額の多い市町村(H22)

順位	市町村名	税収額(円)
1	上野村(群馬)	1,686,998
2	泊村(北海道)	1,486,606
3	南相木村(長野)	964,205
4	檜枝岐村(福島)	901,146
5	飛島村(愛知)	841,886

1人当たり税収額の少ない市町村(H22)

順位	市町村名	税収額(円)
1	伊仙町(鹿児島)	41,001
2	上砂川町(北海道)	41,969
3	大和村(鹿児島)	47,060
4	伊平屋村(沖縄)	48,854
5	小値賀町(長崎)	50,741

※ 税収額は、平成22年度市町村別決算状況調による。各数値は、人口区分ごとの平均値。  
 ※ 人口は、平成22年国勢調査(平成22年10月1日現在)に基づくもの。団体数は、平成22年10月1日現在。

# 市町村合併による市町村数の変遷

○ 我が国の市町村数は、明治21年(1888年)には7万を超えていた町村が、明治、昭和、平成と3度の大合併を経て、現在では1,719市町村にまで減少。

	年 月	市	町	村	計
<b>明治の大合併</b> ○小学校や戸籍の事務処理を行うため、300～500戸を標準として、全国一律に町村の合併を実施。	明治21年(1888年)	—	(71,314)		71,314
	22年(1889年)	39	(15,820)		15,859
<b>昭和の大合併</b> ○中学校1校を効率的に設置管理していくため、人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進。	昭和20年(1945年)10月	205	1,797	8,518	10,520
	28年(1953年)10月	286	1,966	7,616	9,868
	31年(1956年)4月	495	1,870	2,303	4,668
	36年(1961年)6月	556	1,935	981	3,472
<b>平成の大合併</b> ○地方分権の推進等のなかで、与党の『市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする』という方針を踏まえ、自主的な市町村合併を推進。	40年(1965年)4月	560	2,005	827	3,392
	60年(1985年)4月	651	2,001	601	3,253
	平成11年(1999年)4月	671	1,990	568	3,229
	18年(2006年)3月	777	846	198	1,821
	22年(2010年)3月	786	757	184	1,727
	25年(2013年)1月	789	746	184	1,719

※平成25年1月1日時点。

# 「平成の合併」の主な経緯

		「平成の合併」推進期間			
		旧法	改正前新法	改正後新法(現行法)	
		市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号) (平成7年度～)	市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号) (平成11年度～平成16年度)	市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号) (平成17年度～平成21年度)	市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号) (平成22年度～) ※平成32年3月31日までの時限法
規目 定的		「自主的な市町村の合併を推進」	「自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化」	「自主的な市町村の合併の円滑化」	
国・都道府県 の関与	市町村に対する、必要な助言、情報の提供等	都道府県及び市町村に対する、必要な助言、情報の提供等 合併協議会の設置勧告  内閣に市町村合併支援本部を設置し、市町村合併支援プランを策定	総務大臣が市町村合併推進のための基本指針を策定  都道府県は基本指針に基づき、市町村合併推進に関する構想を作成	合併推進に向けた国、都道府県による関与を廃止  Ⅱ 都道府県及び市町村の求めに応じた助言・情報提供等	
主な改正内容	・合併協議会設置に係る住民発議制度の創設 ・議員の定数・在任特例の拡充 等	・住民発議制度の拡充 ・市となるべき要件の緩和 ・地方交付税の額の算定の特例(合併算定替の期間の延長) ・地域審議会の設置 ・地方債の特例(合併特例債) 等	・合併特例区、地域自治区制度の創設 ・市町村合併推進のための方策(都道府県による市町村合併の推進に関する構想の作成、知事による合併協議会に関する勧告、斡旋) ・合併特例法の経過措置追加 等	・目的を「合併の推進」から「合併の円滑化」に ・市町村合併推進のための方策を削除 ・合併の障害除去のための措置は存置	



# 市町村合併の進展状況

平成11年3月31日  
3232

▲1505

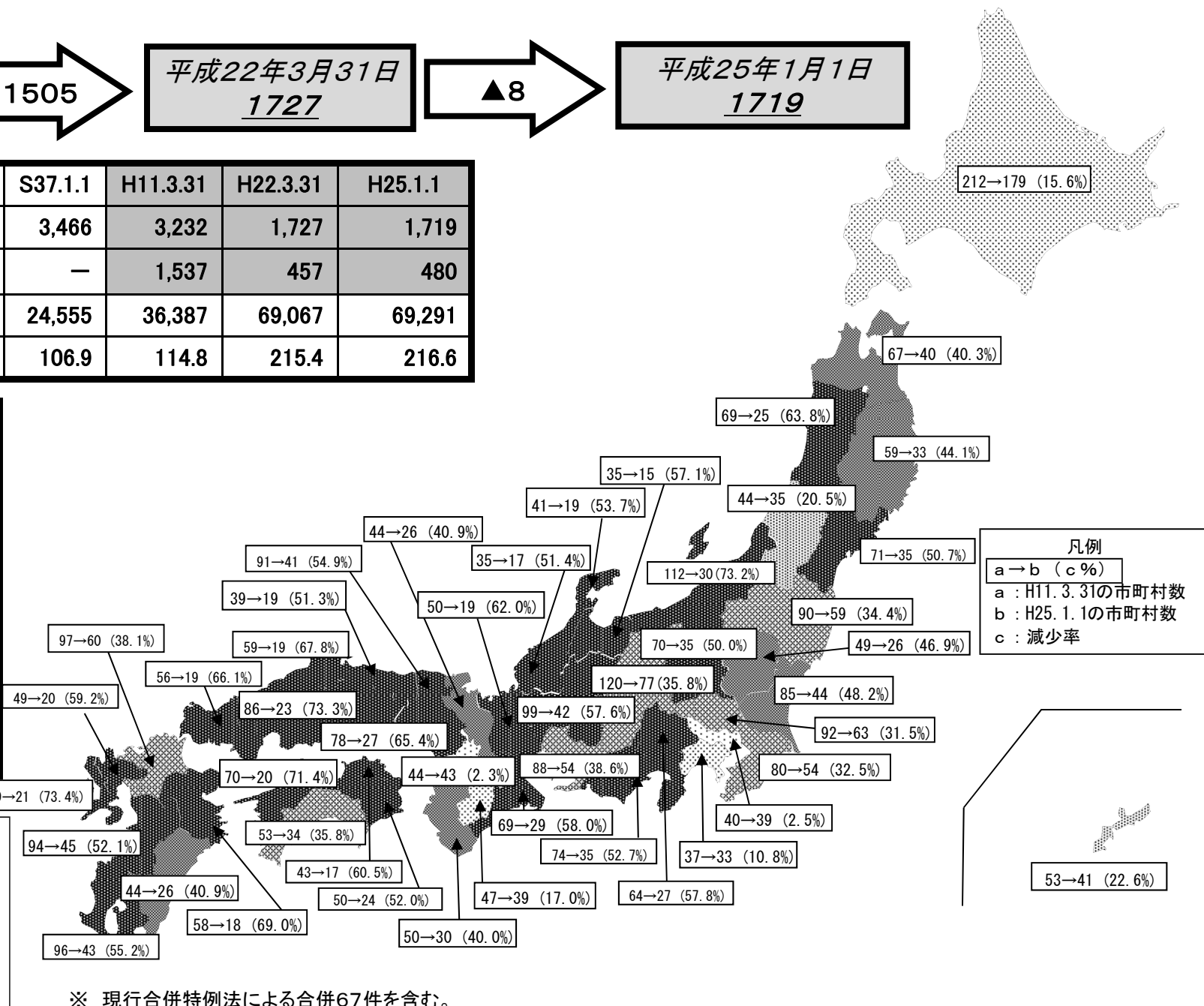
平成22年3月31日  
1727

▲8

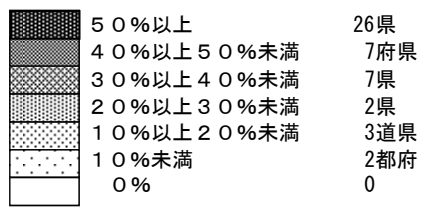
平成25年1月1日  
1719

	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H22.3.31	H25.1.1
市町村数	9,895	3,466	3,232	1,727	1,719
人口1万人未満	—	—	1,537	457	480
平均人口(人)	7,864	24,555	36,387	69,067	69,291
平均面積(km <sup>2</sup> )	37.5	106.9	114.8	215.4	216.6

	合併件数 (合併関係団体数)	H11.4.1 以降の 減少 団体数
旧法下 H11.4.1~	581 (1,991)	1,410
新法下 (改正前)	61 (156)	95
新法下 (改正後)	6 (14)	8
計	648 (2,161)	1,513



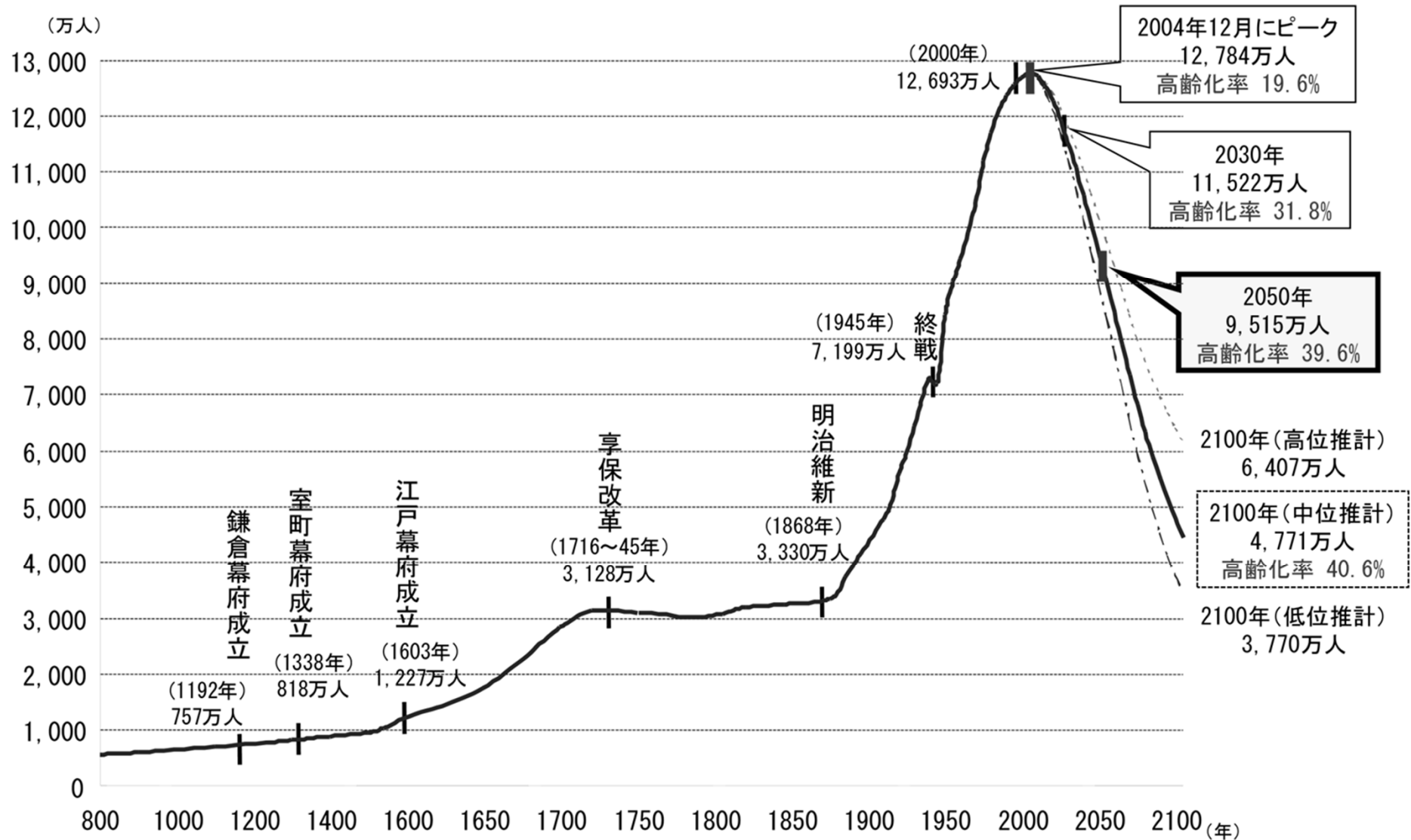
市町村数の減少率 (H11.3.31→H25.1.1)



※ 現行合併特例法による合併67件を含む。

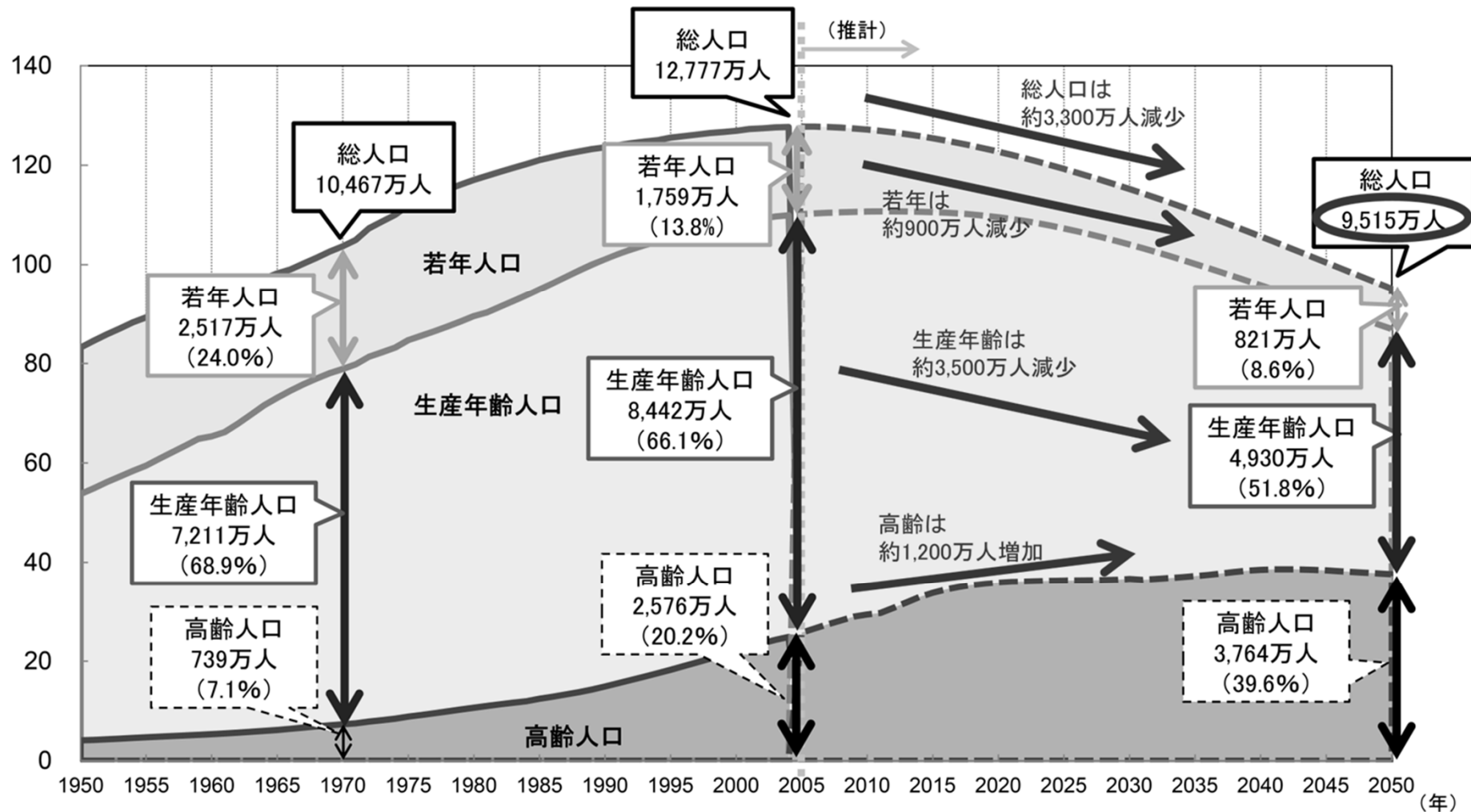
# 我が国における総人口の長期的推移

○ 我が国の総人口は、2004年をピークに、今後100年間で100年前(明治時代後半)の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。



# 我が国における総人口の推移（年齢3区分別）

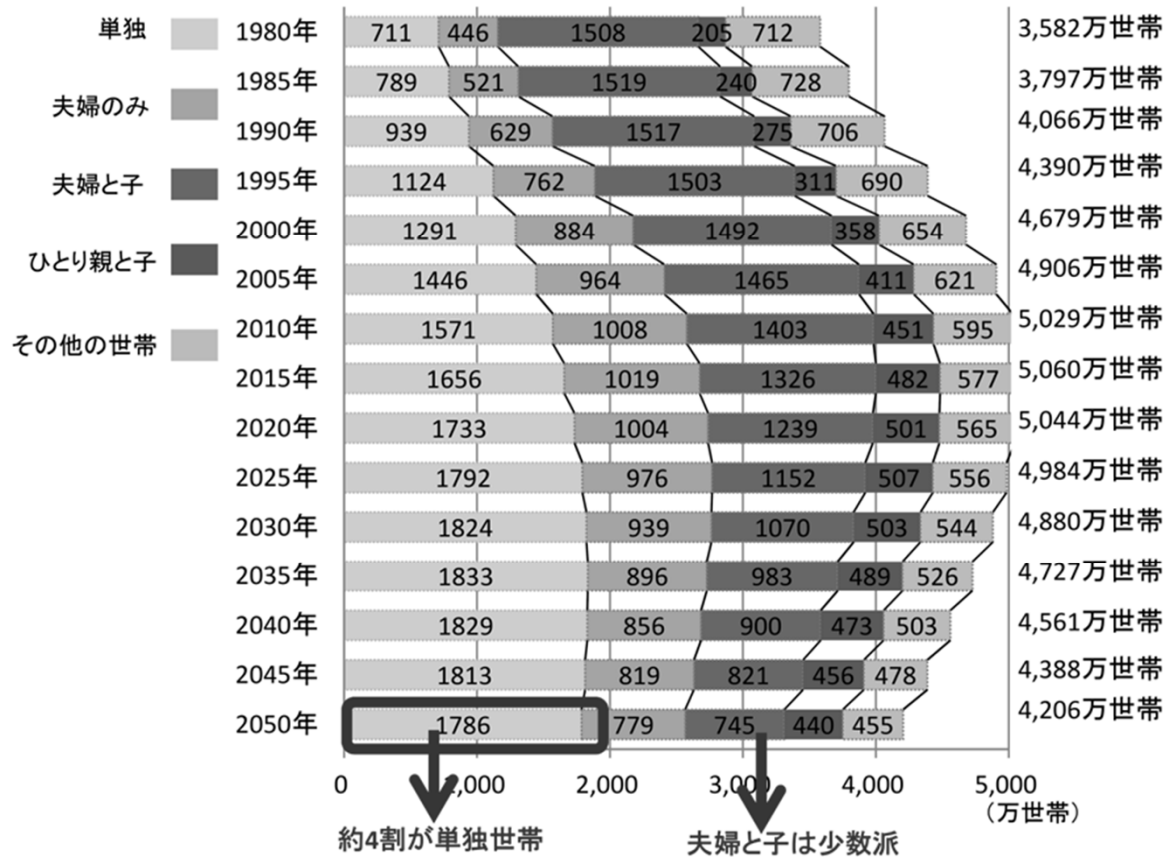
- 我が国の総人口は、2050年には9,515万人となり、約3,300万人（約25.5%）減少。
- 高齢人口が約1,200万人増加するのに対し、生産年齢人口は約3,500万人、若年人口は約900万人減少。その結果、高齢化率は約20%から約40%に上昇。



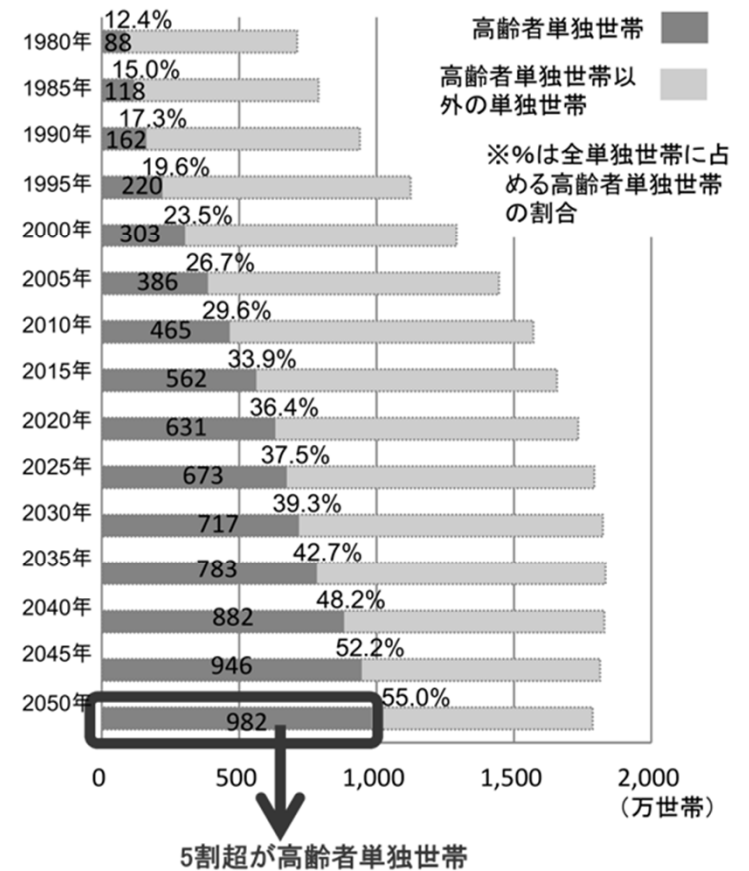
# 世帯数の推移

○ これまで主流であった「夫婦と子」からなる世帯は、2050年には少数派となり、単独世帯が約4割を占め、主流となる。また、単独世帯のうち高齢者単独世帯の割合は5割を超える。

世帯類型別世帯数の推移

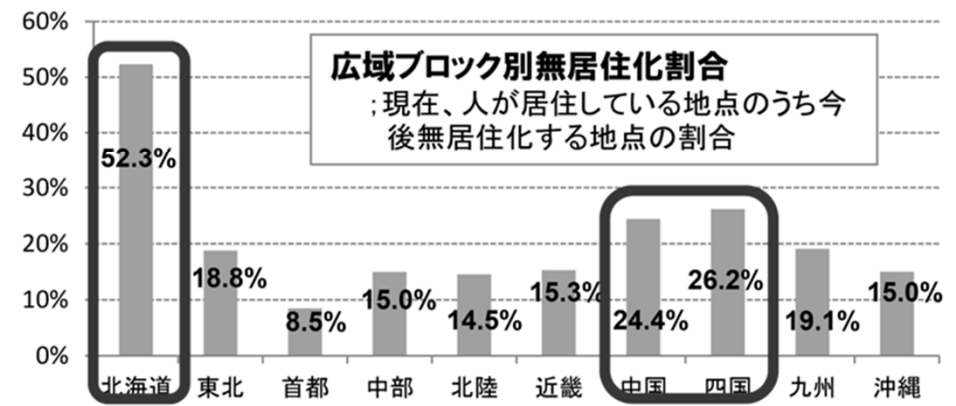
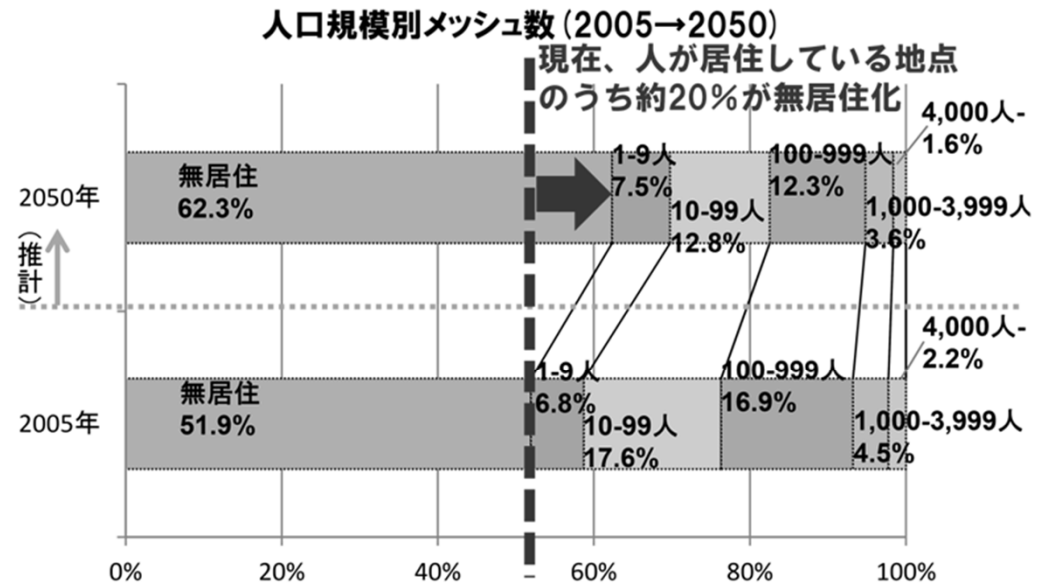
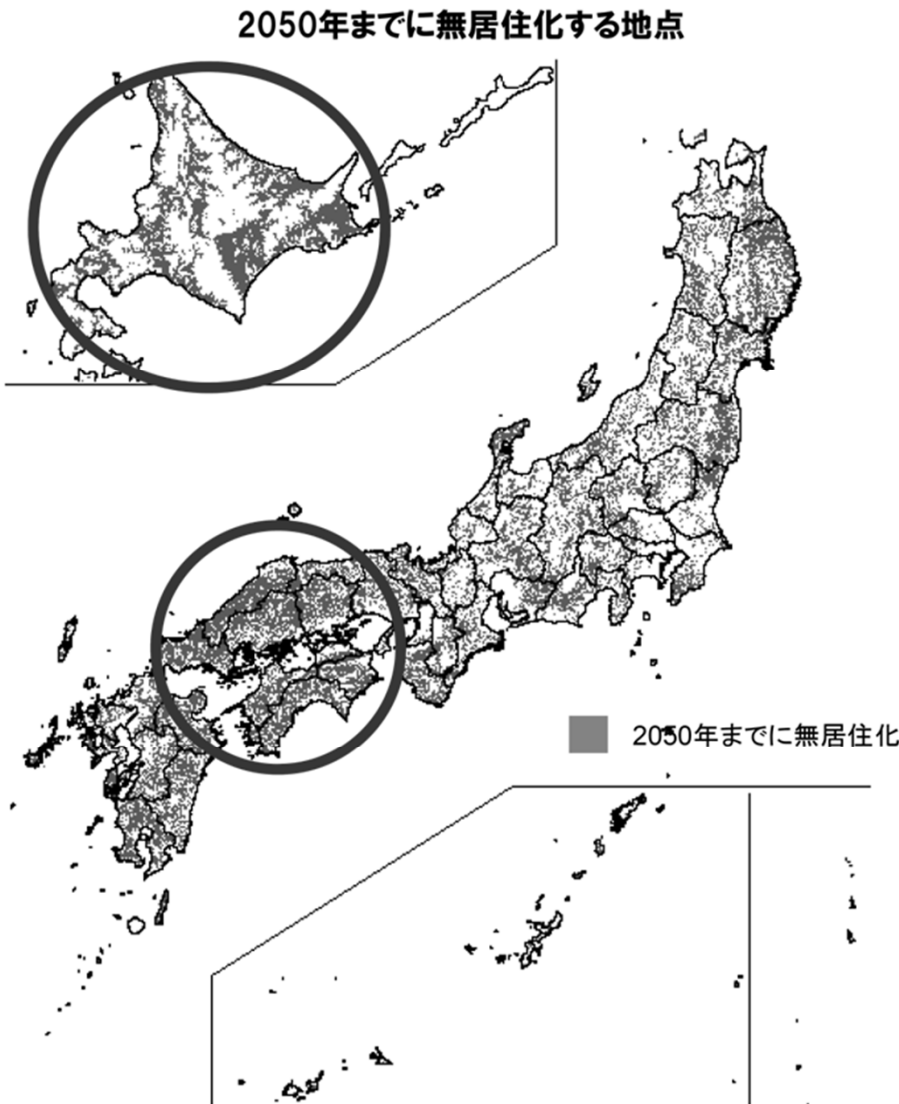


単独世帯数の推移



# 居住地域・無居住地域の推移

- 2050年までに、現在、人が居住している地域の約2割が無居住化。
- 現在、国土の約5割に人が居住しているが、約4割にまで減少。



出典:「国土の長期展望」中間とりまとめ 概要(平成23年2月21日国土審議会政策部会長長期展望委員会)